時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゞると寡からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字二ツ一行廿四字詰	一行二付一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	五錢八厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

日本人民の政治思想

人民の政治思想ハ廿三年も既に二年の後に近きたれば其曉には兎に角國會の開設を見るに至ることならん且つ市制町村制も既に發布となり愈々明年より實行することゝなりたるに就ては人民に政治思想を養ふことゝ最も今日の緊要にして我輩に於て異議なしと雖も其如何なる政治思想を養成もるとに云ふに至ては聊か世の政論家と其說を異にせざるを得ざるあり回顧すれば六七年前我國みて一時政論の盛んに流行したることとあり其主意を聞くに國會憲法云々として只管人民參政の權利を主張し堂々たる正論毫も間然すべからざるが如しと雖も銘々に其心底を叩けば所謂政論家なる者の多くは舊藩士族の末流にて國會開設云々と云ふ其議論の深意は已れ先づ政壇に上り宿昔青雲の志を達して以て其功名心を滿足せんとの願念に外あらざりしが如し即ち其政論の依て出づる所の源は祖先傳來れ功名心として其根據既に堅固ならざるが故に世の嗜好の移ると共にそれ熱自ら冷却し昨日までい肩臂張りたる政論家も忽ちに屈して今日の官權家となり自ら其所論の脆弱なるを證するが如きも畢竟は其罪、人にあらずして其議論の由て出づる所の根據固からざるが爲めのみ然らば則ち何とか參政論の本なりやといふに私權保護の要義即ち是れなりと答へざるを得ず蓋し一國の政權を少數人の手に任せて之を率掌するものなるときは其流弊終に腐敗に陷り動もすれば人民の權利を害するの極に至らざるを保し難し是に於て乎始めて人民に參政の權を有して私權を保護するの必要を見るべし即ち國會開設人民參政の說は私權保護の要義に出づる消極策にして之を外ふしては當分國會の必要なしと云ふも可なる程の次第あり左れば國會參政の說い私權保護の要義にありとして扨て人民の私權は生命、財產名譽と云ふ中にも全國の人民が政治の如何に依りて銳敏に利害痛痒を感するものは第一財產にあるが故ふ人民參政の要義は財產保護の一點に在りと云ふも亦當る可し然らば人民參政論の本は財產保護の一義にありとして之を今日に實行せんとするには先づ日本國中ふ於て財產家なるものは如何なる種族よりやと問はざるべからず例へば英國は世界の製造國にして國民の最も利害を感する所い製造の業に在り即ち英國の財產は製造に在りと云ふも可なり故ふ英國の國會に於て製造家の勢力最も盛んなるを見るは他なく其人民が第一の財產たる製造保護の要義に銳敏なるが爲めのみ今我國に於て國民の最も利害を感するものい何物あるやと云ふに國中商賣製造の業なきにあらずと雖も其最も盛大ふして國民全體の利害に關もるものは農產物なりと云はざるを得ず我國にて米の收穫い歲の豐歉に由りて年々同しからず而と雖も近年の報告を見れば一年四千萬石に下らず之ふ加ふるに大小麥大小豆を以てす盛んなりと云ふ可し米の一品ふても一石四圓の價とすれば一億六千萬圓の巨額あり而して此巨額の米穀は何れの處に生ずるやと云ふに問はずして日本國土の產物たるを知るべし其他我國の產物中にて主要の地を占め外國貿易の權衡を維持するものは生絲製茶の二品にして是れ亦農產物として視る可きものなり右の如く一國の經濟社會を支配する所の米穀と海外貿易の權衡と維持する所い絲茶ともに土地より產出するものなれば我國民の財產は單に土地にありと云はざるを得ず扨て國會參政の要義は財產保護の一點に在るものとすれば他日の國會に議員となりて國政に參するものは日本の財產家即ち土地所有者の中より出ること常然の理にして即ち議員は全國の土地を代表し所謂地主總代の心得にて國會に出席ふ終始地保護の精神を以て國政に參せんことを我輩の希望する所なり

（未完）

官報

〇大藏省令第四號

明治廿年（四月）大藏省令第六號北海道水產稅則施行細則第一條中「左ノ如シ」ノ下へ「但組合會ノ評決ヲ以テ毎納期ノ納額割合ヲ繰上ケ增加スルコトヲ得此場合ニ於テハ其繰上ク〻キ割合ヲ定メ郡區長ヲ經由シテ北海道廳長官ノ認可ヲ受ク〻シ」ノ七十字「石狩國」ノ下へ（石狩郡ヲ除ク）ノ割註並「千鳩國」ノ次へ「石狩國石狩郡」ノ六字ヲ加フ

明治廿一年五月十日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

〇新取引所　新取引所條例に從ふときは定期賣買の實行は大ふ澁ふて圓滑に通り難たければ此處ゞ改正して此樣にあしたし彼條を形變へして彼通りにいたさるべしなどゝ頻りに意見を述べて參考ふ入るれば又其筋にても成程黑人の所說ふも理りあらんと指令を下して頗の筋を聞屆ゆたる條條に就き一隅ゞ擧げて三隅を推し夫れから夫へと段々押詰ひれば詰まるとゆろ現行條例に彷彿ふるものとなり名變りて物は同じければ迎ものふ營業延期を許されたしと願出づる向も多る最中に神戸にては新取引所の條例ゞ果して行はれ難きものの一番天下の爲めに犧牲となりて成否を卜せんものをと試みに新取引所條例に由りて身事創立はせしものゝ到底彼是鼻ゞ衝いて取引窮屈の患ひとなす上は外に詮方なきまゝ淋しく隣り近所の人にすら定期賣買のあるやなしやの不分明なりとまでの有樣にて斯く も表面に叩かるれば自然裏側ふ內攻して遂ふ合百或は兩算などの變法を行ふふも至らんかと心配する人もあれども兩算の法なれば新取引所の條例に違背せざるのみならず却て之を利用して立派ふ商賣を營ひを得べし兩算の法とは一人にて數人を相手に為て後日の相場を卜ひ其間に輸贏ゞ決するものにて早く云へば金ゞ賭けて當子をなすが如し例へば玆に一人あり他の誰彼に向ひ某株は來る何日には高直五十二圓安直五十圓にして盛んなるを見るは他なく其人民が第一の財產たる製造保護の要義に銳敏なるが爲めのみ今我國に於て國民の最も利害を感するものい何物あるやと云ふに國中商賣製造の業なきにあらずと雖も其最も盛大ふして國民全體の利害に關もるものは農產物なりと云はざるを得ず我國にて米の收穫い歲の豐歉に由りて年々同しからず而と雖も近年の報告を見れば一年四千萬石に下らず之ふ加ふるに大小麥大小豆を以てす盛んなりと云ふ可し米の一品ふても一石四圓の價とすれば一億六千萬圓の巨額あり而して此巨額の米穀は何れの處に生ずるやと云ふに問はずして日本國土の產物たるを知るべし其他我國の產物中にて主要の地を占め外國貿易の權衡を維持するものは生絲製茶の二品にして是れ亦農產物として視る可きものなり右の如く一國の經濟社會を支配する所の米穀と海外貿易の權衡と維持する所い絲茶ともに土地より產出するものなれば我國民の財產は單に土地にありと云はざるを得ず扨て國會參政の要義は財產保護の一點に在るものとすれば他日の國會に議員となりて國政に參するものは日本の財產家即ち土地所有者の中より出ること常然の理にして即ち議員は全國の土地を代表し所謂地主總代の心得にて國會に出席ふ終始地保護の精神を以て國政に參せんことを我輩の希望する所なり

（未完）

官報

〇大藏省令第四號

明治廿年（四月）大藏省令第六號北海道水產稅則施行細則第一條中「左ノ如シ」ノ下へ「但組合會ノ評決ヲ以テ毎納期ノ納額割合ヲ繰上ケ增加スルコトヲ得此場合ニ於テハ其繰上ク〻キ割合ヲ定メ郡區長ヲ經由シテ北海道廳長官ノ認可ヲ受ク〻シ」ノ七十字「石狩國」ノ下へ（石狩郡ヲ除ク）ノ割註並「千鳩國」ノ次へ「石狩國石狩郡」ノ六字ヲ加フ

明治廿一年五月十日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

〇新取引所　新取引所條例に從ふときは定期賣買の實行は大ふ澁ふて圓滑に通り難たければ此處ゞ改正して此樣にあしたし彼條を形變へして彼通りにいたさるべしなどゝ頻りに意見を述べて參考ふ入るれば又其筋にても成程黑人の所說ふも理りあらんと指令を下して頗の筋を聞屆ゆたる條條に就き一隅ゞ擧げて三隅を推し夫れから夫へと段々押詰ひれば詰まるとゆろ現行條例に彷彿ふるものとなり名變りて物は同じければ迎ものふ營業延期を許されたしと願出づる向も多る最中に神戸にては新取引所の條例ゞ果して行はれ難きものの一番天下の爲めに犧牲となりて成否を卜せんものをと試みに新取引所條例に由りて身事創立はせしものゝ到底彼是鼻ゞ衝いて取引窮屈の患ひとなす上は外に詮方なきまゝ淋しく隣り近所の人にすら定期賣買のあるやなしやの不分明なりとまでの有樣にて斯く も表面に叩かるれば自然裏側ふ內攻して遂ふ合百或は兩算などの變法を行ふふも至らんかと心配する人もあれども兩算の法なれば新取引所の條例に違背せざるのみならず却て之を利用して立派ふ商賣を營ひを得べし兩算の法とは一人にて數人を相手に為て後日の相場を卜ひ其間に輸贏ゞ決するものにて早く云へば金ゞ賭けて當子をなすが如し例へば玆に一人あり他の誰彼に向ひ某株は來る何日には高直五十二圓安直五十圓にして高低の度は二圓の外に出ずゞ觸出すに他の人々い某株い必ず五十二圓以上に上り五十圓以下に下るべしと思へば然らば何れが中るゝか外るゝか先づ勝負を試みんとて約束を結び一人約し二人結び相手數人に至りて取引所には兩建の法と以て屆け一方は五十二圓にて買ひ五十圓にて賣り他の人々い五十二圓に買ひ五十圓にて賣りさりとすれば立派ふ條例面と蹴んで寸分の咎あかる可し斯くて五七日も經も未ず期限には至らざるとも二圓幅の外ふ遇して五十二圓何十錢となるか或い四十九圓何十錢となり其時相手の中にて今日約束を果たさんと申出づれば其何十錢丈けを一人より拂ふて勝負を決す若し相手に為て今少しは二圓幅の外ふ出るならんと思へば思ふに隨ひ時日を延ばし延ばして期限の日ふ至り二圓幅に出づれば其時に出でゝる丈け相手の利あり又之ふ反して二圓幅の中に在り五十一圓何十錢或は五十圓何十錢とあれば最初定めたる最高最低兩極ゞ去りしほどの差金は一人の利にして相手の損なり此一人を兩算を持つと云ひ或は包ゞ持つと云ふ猶はトランプの親を勤め骨子ふりの壹を取ると同じ相手の誰彼は兩算ふ包ゞ見ると云ふ持つものは一人にて見るもれい人數の多きを厭はず勝負の責ふ任ずるは持つものにして他の數人は持つものに對為て或は勝ち或い負け中り外れの間に在て損益をあすものなり猶ゞふ一に相違の點は持つものは申出しゝる期限ならでは約束を果す能はざれども見るものは期限當日の外は何日に勝負を決するも所望の儘なることあり雙方合意のうへ約束を果すゞ已には又各々取引所に屆けてソレ〳〵表向の手續と壹せば猶ゞ法律以內に奇利を賭して法律の成文に障るふとあし今ゞでの通り轉賣買戻の自由あるときには此弊も起るまじけれども新法に從て取引すれば自然此邊に及ぶふとはあかる可已や神戸取引所の市況捗々しからざる末には或は斯る傾向を强くするも計り難し一考すべきふとありと或人の話し

〇三重縣の製茶　同縣下の製茶は其產出靜岡縣に次ぎて多く一箇年輸出の總額は凡ゞ四百萬斤ふ下らず年々七八十萬圓の金額い全く貿易の利ふ依りて同縣下一般の人民を潤ふ者なり最早や本年も製茶興盛の季節に際し到る處の農家繁忙を極むるよしなるゞ幸に氣候の障もなく先づ申分あき上作なる處玆に當業者に於ける一の困難と云ふべきは例年と違ひ本年新茶の發芽は濱邊山方とも同時ふて製茶も同時に着手をゝとゝ爲り爲に職人の缺乏を告げ其賃錢も從て騰貴し昨年よりは二三割方過分の日給を仕拂はざるを得ず又現今橫濱の新茶相場は一番船出帆後並物二十八弗位にて存外の好氣配なれども昨年の製茶は紐育に於ても賣殘り多く橫濱の相場十八弗乃至二十弗位あれば到底新茶今日の相場と維持すると能はず愈々今十一日の二番船出帆後は必常價格の低落するに至るあらんとの見込にて昨今何地も是非二番船の間に合せんと取急ぎ居れども何分近來降雨勝の天氣にて摘取も暮々敷からず殆んど常歟の樣子あり併し同縣紀州南北牟婁郡は氣候も殊に溫暖なるを以て他より出荷も一際早く去月以來陸續四日市港へ廻送ふたるものの既に少からずして此等は先づ相應れ相場にて手合と爲りたり又彼の三重製茶直輸出會社は既に三四年前他ふ率先して直輸の道と開きたる者なるゞ昨年の如く製茶の價格非常に低落ふては容易あらざる事の出來すべきも國ふれず殊に同社より豫て紐育へ茶況視察の爲ゞ出張にても何分思い一先づ直輸出を一時勢州四日市、東海勢尾兩濱て互に雄雌と爭併したれ共此程の次第は此頃の今年二月兩社合會社の所有船は養丸の四隻、勢の三隻郵合七艘船は追て郵信省て之れを株式に至りたるに勢四十六圓の減價ふ過ぎと不滿足あり に是又同意あり支店支配人船すべゞ已旨の照會と承認したるは合併中各

哀悼碑落成廣告

紅林方員譯
定價金六十錢

哲學書院へ謝罪廣告

英學自在全

六月卒業

哲學書院へ謝罪廣告

英學自在全

六月卒業

當校本年入學

〇東海勢尾兩濱